

濃度計量証明書

No. 111747

平成13年 9月27日

十勝石膏ボードリサイクル協会
 有限会社 野崎重機興業 様

濃度計量証明事業登録 北海道第621号
 株式会社 **スコニヤ**

帯広市西18条北10丁目
 環境計量士 伊藤俊之

この度ご依頼承りました試料につきまして、下記の通り分析結果を証明致します。

試料名	堆肥 (溶出試験)			番号
採取箇所				記号
採取年月日	平成 年 月 日	採取時刻	:	天候
受付年月日	平成13年 8月 30日	受付区分	持ち込み	
採取者	依頼者	計量責任者	伊藤 俊之	
気温	°C	水温	°C	

分析結果

計量項目	計量単位	計量結果	計量方法
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	昭和46環告59付表2
水銀又はその化合物	mg/l	0.0005 未満	昭和46環告59付表1
カドミウム又はその化合物	mg/l	0.001 未満	JIS K 0102 55.2
鉛又はその化合物	mg/l	0.005 未満	JIS K 0102 54.2
有機燐化合物	mg/l	0.01 未満	昭和49環告64付表2
六価クロム化合物	mg/l	0.01 未満	JIS K 0102 65.2.3
砒素又はその化合物	mg/l	0.014	JIS K 0102 61.2
シアン化合物	mg/l	0.1 未満	JIS K 0102 38.3
PCB	mg/l	0.0002 未満	昭和46環告59付表3
トリクロロエチレン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125.5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125.5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125.5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125.5.2
チウラム	mg/l	0.005 未満	昭和46環告59付表4
シマジン	mg/l	0.002 未満	昭和46環告59付表5第2
チオベンカルブ	mg/l	0.003 未満	昭和46環告59付表5第2
ベンゼン	mg/l	0.0005 未満	JIS K 0125.5.2
セレン又はその化合物	mg/l	0.002 未満	JIS K 0102 67.2

備考：検液の作成は、「昭和48環告13号」による。

「昭和46環告59」とは、昭和46年環境庁告示第59号を示す。

「昭和49環告64」とは、昭和49年環境庁告示第64号を示す。

「不検出」とは、定量限界を下回ることをいう。

アルキル水銀の定量下限値は、0.0005 mg/l である。